

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	令和5年度 第3回寒川町都市計画審議会		
開催日時	令和6年1月15日（月） 10時00分～12時00分		
開催場所	対面・オンライン併用会議（議会第1会議室、zoom）		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	<p>委 員：福岡正也、森一光、齋藤正信、柳田遊、柳下雅子、 小泉秀輔、梶田佳孝、山田修嗣、石川永子、 石黒秀樹、内野晴雄、山上貞人、西山俊昭（13名）</p> <p>欠 席：中村基寛及び益淵隆徳（2名）</p> <p>事務局：木村町長 都市建設部－畠山部長（欠席） 都市計画課－石黒課長、小林副技幹、原主任主事、 上条主事、高橋主事補</p> <p>傍聴者：1名</p>		
議 題	<p>○議題 茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定） 諮問</p> <p>○報告事項 (1) 相模川流域下水道の変更について (2) 第8回線引き見直しについて</p>		
決定事項			
公開又は非 公開の別	公開	非公開の場合 その理由（一 部非公開の場 合を含む）	

議事の経過	<p>1. 開 会</p> <p>【石黒課長】</p> <p>本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきありがとうございます。ただいまから、「令和5年度第3回寒川町都市計画審議会」を開催させていただきます。</p> <p>私は、都市建設部都市計画課長の石黒と申します。本来であれば、都市建設部長の畠山が進行を行うところですが、新型コロナウイルス陽性となってしまったため私が代役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本審議会は寒川町都市計画審議会条例第1条に規定されており、都市計画法第77条の2に基づき設置しております。また、寒川町自治基本条例の規定により、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、原則として公開であり、本審議会においても傍聴希望者は、個人情報に関する審議事項を除いて、傍聴できることとなっていることから、ご入室をいただいておりますのでご了承をお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員さんは13名で、寒川町都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、過半数の委員さんが出席されておりますので、本日の会議は成立要件を満たしていることを報告すると共に、中村委員、益淵委員におかれましては所用のため欠席のご連絡をいただいております。また、審議会の議事につきましては、議事録を作成し、委員の皆様にご確認をいただいた後に、ホームページ等により公開いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会でございますが、概ね1時間30分程度を予定しておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、配付資料の確認でございます。</p> <p>次第、次第の裏面に本日のweb会議の確認事項等</p> <p>資料1 審議会の条例、その裏面に資料2 委員名簿</p> <p>資料3 都市計画道路 倉見大神線の変更について</p> <p>資料4 相模川流域下水道 寒川平塚幹線の変更について</p> <p>資料5 第8回線引き見直しについて</p> <p>資料6 茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針新旧対照</p> <p>資料7 茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の新旧対照</p> <p>資料は以上でございます。過不足等はありませんでしょうか。</p> <p>また、本日はWeb併用の会議となっておりますのでWeb参加の方をお願い申し上げます。</p>
-------	---

会議の進行中は、委員の皆様の音声はミュートとなっております。意見やご質問の際には質問カードを上げていただき、司会からの指名の後、ミュートを解除してご発言ください。異議がない場合につきましては黄色の「異議なしカード」を上げてください。また、進行において司会が気づかない際には、マイクのミュートを解除してご発言ください。

資料につきましては zoom の画面共有機能により共有いたします。その他、途中で不具合がございましたらチャット又は電話にてご連絡ください。

続きまして、事務局の紹介です。

都市計画課の小林副技幹、その他担当職員が出席しておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、開会にあたり木村町長より一言ご挨拶申し上げます。

【木村町長】

皆様改めましておはようございます。

新年が始まり大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、このあと担当より説明いたしますが、都市計画道路 倉見大神線の都市計画変更についての諮問をさせていただきます。この都市計画変更につきましては、広域道路ネットワークの観点からも、大変重要な都市計画変更と認識している案件でありますので、ご審議いただき、答申賜りますようよろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

【石黒課長】

それでは、委嘱状交付に移らせていただきます。

前回の審議会以降、公募により新たに福岡正也委員が就任されました。町長が席までまいりますので、恐れ入りますがその場でお立ちいただき、お受け取りくださいますようお願いいたします。

《 委嘱状交付 》

【石黒課長】

ありがとうございました。

恐れ入りますが、新たに就任された福岡委員には自己紹介をお願いい

たします。

【福岡委員】

《 自己紹介 》

【石黒課長】

これより3- (1) の議題となりますが、事務局としましては、今後の手続きの関係から、本日の審議会において答申まで頂戴できればと考えておりますので、委員の皆様にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは梶田会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

3. 議 題

(1) 茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定） 諮問

【梶田会長】

皆様おはようございます。 また、新年あけましておめでとうございます。

新年以降特にインフラというのは重要であると改めて感じているところでございます。本審議会においても皆様の忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは早速ですが、3- (1) の議題に入りたいと思います。

茅ヶ崎市都市計画道路の変更（神奈川県案件）の諮問となります。まずは木村町長よりよろしく願いいたします。

【木村町長】

寒 都 第 879 号

令和6年1月15日

寒川町都市計画審議会

会長 梶 田 佳 孝 様

寒川町長 木 村 俊 雄

茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問第 48 号

茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）3・3・4号倉見大神線の変更

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

《 各委員及び傍聴者に諮問書の写しを配布 》

【梶田会長】

ありがとうございました。

町長には一度ここでご退席いただきます。

それではただいま諮問のありました案件につきまして、審議に入りたいと思います。なお、本案件につきましては、先ほど事務局から話がありましたように、本日答申の形で審議を進めることとよろしいでしょうか。

【委員】

《 異議なし 》

【梶田会長】

ありがとうございます。

それでは本案件について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは都市計画道路倉見大神線の変更について、資料を画面共有して、説明させていただきます。

本日の主な説明内容となります。

都市計画道路倉見大神線の都市計画変更の概要につきましては、以前より本審議会で定期的に報告をさせていただいております。今回の審議会にて改めて審議していただきたく、先ず1として茅ヶ崎都市計画都市計画道路倉見大神線の都市計画変更の概要についてご説明いたします。次に2として、先日実施した縦覧及び意見書についての報告、3として、今回の変更に係り今まで報告させていただいた内容の概要をまとめましたのでご説明いたします。そして最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

それでは、都市計画道路 倉見大神線の都市計画変更概要について説明させていただきます。

まず初めに、今回変更を予定している倉見大神線の位置についてです。当該路線については、寒川町倉見地内、圏央道さがみ縦貫道路の寒川北インターチェンジの北側、J R相模線倉見駅付近に位置しております。

神奈川県は令和3年3月に、都市計画道路 倉見大神線と、柳島寒川線、宮山線を含んだ、藤沢市湘南台（国道467号）から平塚市大神（国道129号）までの区間を「県道410号 湘南台大神」として認定し、告示しました。このうち、都市計画道路 倉見大神線において、計画の変更を予定しております。

現行の計画では、車線の数4車線の構成ですが、そのうち公共交通の通行する2車線は、平塚市大神地区のトランジットセンターから（仮称）ツインシティ橋を、一般車両の通行するもう一方の2車線と並行し、その先、都市計画道路 柳島寒川線の上を越えて、新幹線新駅の誘致地区内に検討している北口交通広場方面に接続させる考えとなっております。しかし今回、県道410号 湘南台大神という4車線の幹線道路網の一部を構成することとなり、これに合わせ、一般車両と公共交通との通行区分の運用を再検討し、詳細な検討を行った結果を踏まえ、4車線全てを一般車両の通行の用に供する車線として、都市計画道路 柳

島寒川線と平面で接続する形状で変更を予定しています。

次に、標準横断図を用いて、幅員等に関する変更点について説明いたします。上段にお示ししている現行の計画では、一般車両の通行する2車線と、バス等を主体とした、定時性が求められる、公共交通が専用で通行する2車線との、総幅員24.1メートルで決定しております。これを下段にお示しするように、一般の用に通行する4車線として、地覆と称する構造部分を含んだ橋梁部分については、総幅員が26.0メートルですが、有効幅員は地覆を含まない25.0メートルのため、こちらの25.0メートルを代表幅員として記載をしております。以上が、都市計画道路倉見大神線の変更概要となります。

続きまして、計画図及び計画書についてです。現行の計画からの変更箇所としましては、延長が約640mだったものが、約630mとなります。

次に車線の数について、現行計画では4車線部分が約420m、2車線部分が約220mとなっておりますが、こちらを全て4車線としております。なお幅員につきましては、代表幅員が24.1mだったものを、地覆を含まない有効幅員25.0メートルとして記載をしております。

こちらは計画書です。先ほどお伝えしたとおり、現行計画より、延長、幅員、車線数を変更した案となっております。

以上が、案の内容となります。

また、本路線の上位及び関連計画における位置づけにつきましては、かながわ都市マスタープラン、茅ヶ崎都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、寒川町総合計画2040、寒川町都市マスタープランの各計画において位置づけられております。まず神奈川県計画である、かながわ都市マスタープランについてです。都市づくり分野での基幹的な個別計画である都市マスタープランには、方針が示されており、その下に位置付けられている、都市マスタープランの道路部門の実施計画である、「改定・かながわの道づくり計画」にはこちらのよう記載があります。本路線については、かながわ道づくり計画に、計画期間である令和7年度内に整備を推進する「整備推進箇所」に位置づけられております。また、右の「道路整備計画（整備箇所図）」図中、赤破線である倉見大神線は「整備推進箇所」となっております。

続きまして、茅ヶ崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてです。こちらは各都市計画の方針を含め、神奈川県が決定する方針です。現在第8回線引き見直しとして、各方針並びに区域区分等の調整をしているところですが、現行計画である平成28年11月に策定した内容における位置づけをご説明いたします。都市計画を定めるにあたって

は、方針に即するものと定められており、主要な施設の整備目標の箇所に、概ね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設として位置付けられております。また、右側の図面は、概ね 10 年後の将来予測を基に作成する方針附図となっております。

神奈川県で策定する計画には以上のような位置づけがされております。

次に寒川町の最上位計画である、総合計画についてです。

総合計画の中で将来都市構造を定め、町内において拠点等を位置づけ、まちづくりを進めているところでございます。倉見大神線については、町を含めた将来都市構造のみならず、周辺都市を含めた将来都市構造にも位置付けられております。

最後に、都市マスタープランについてです。

こちらは町総合計画に即して、町の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。主要な道路交通体系及び主要幹線道路、そして道路・交通ネットワーク整備方針図に位置づけがされております。

以上が都市計画道路 倉見大神線の都市計画変更概要です。

次に、先日行った、縦覧及び意見書の提出受付について、結果の報告をさせていただきます。令和 5 年 11 月 14 日から同月 28 日の期間にて、都市計画法第 17 条第 1 項に基づき 2 週間にわたる案の法定縦覧を行いました。また、意見書の提出希望がある場合においては、同期間にて提出の受付をしておりました。結果としましては、お示しのとおり縦覧 1 名及び意見書の提出はございませんでした。

続きまして、3 としてこれまでの寒川町都市計画審議会での主な質疑等概要についてご説明いたします。寒川町都市計画審議会において、これまで計 4 回にわたり倉見大神線の報告をしてまいりました。1 回目としては、令和 4 年 7 月開催、上位計画の位置づけ及び都市計画変更に係る想定案の説明について 2 回目としては、令和 5 年 2 月開催、計画概要（県素案）の説明、都市計画説明会の報告、案の内容となるべき事項の申出、今後のスケジュールについて 3 回目としては、令和 5 年 7 月開催、計画概要（県素案）の説明、都市計画素案の閲覧に係る結果報告等、今後のスケジュールについてそして前回、令和 5 年 10 月に開催した 4 回目としては、計画概要（県原案）の説明、今後のスケジュールについて以上のような経緯でこれまで報告をしてまいりました。その中で、ご質問等いただきました内容についてその概要をご説明いたします。

まず第 1 回目の審議会についてです。こちらでは平塚市大神地区の平面交差の新設箇所について、公共交通の定時性の確保について、東海道

新幹線新駅想定箇所までの接続方法についてのご質問等をいただき、回答をいたしました。

次に第2回目の審議会についてです。こちらでは上位計画との整合について、公共交通部等の考え方について、橋梁部分の勾配について県道46号との接続箇所の考え方について、関連道路の工事進捗予定についてのご質問等をいただき、回答をいたしました。

次に第3回目の審議会についてです。こちらでは公共交通を賄う都市施設の考え方について、のご質問をいただきました。

最後に前回の第4回目審議会についてです。こちらでは交通量推計が増加した理由について、公共交通の定時性の確保について自転車歩行者道の考え方について、橋梁部分の勾配についてのご質問等をいただき回答いたしました。なお、4回目の前回開催した審議会でもいただいたご質問である「交通量推計が増加した理由」につきましては、平塚市側の施設利用状況の変化等により増加したと回答いたしました。補足事項を含めて改めて回答させていただきます。今回都市計画変更を行うにあたり、いくつかの条件設定をして推計を行いました。まず直近のデータを用いて、現行計画の内容である、一般交通及び公共交通各2車線にて交通量推計を実施したところ、約15,000台/日と2車線では交通量が賄いきれない結果となりました。そこで、今回の変更案でお示した、一般の用に供する4車線として再推計し、20,000台/日を超える交通量となりました。交通量推計が大幅に増加した要因としては、直近のデータを用いるとともに、平塚側の大神地区土地区画整理事業の状況を考慮して推計を行ったこととありますが、2車線から4車線に変更することで、交通容量が増加し、推計上、相模川渡河にあたって倉見大神線を選択する割合が高まったことが挙げられます。また、今回の変更に伴いバス等の定時性確保の課題があげられるかと思いますが、そちらにつきましては、4車線の道路の交通容量が48,000台/日であることを踏まえると、一般車と共に4車線の道路に通行させても、公共共通の定時性は確保できると考えております。

以上がこれまでの都市計画審議会の概要となります。

最後に今後のスケジュールについて、説明させていただきます。本案件に係る手続きの流れでございます。お示しのおり本計画変更に関しては、令和5年1月13日及び15日に都市計画説明会の開催、同年3月に神奈川県に対して、都市計画の案となるべき事項の申出を行いました。また、4月10日から5月1日の期間にて、都市計画素案の閲覧及び公聴会の公述申出の募集、8月には県より原案確定の通知があり、11

月 14 日から 28 日の期間にて案の法定縦覧及び意見書の提出受付を行いました。手続きの各所にて、計 4 回の審議会にて報告をいたしました。今回の審議会の目的は、県の都市計画審議会へ付議するにあたり、先ほど町長より諮問があった内容について改めてご説明させていただくものです。

改めて、最後に申し上げますが、本路線につきましては、県道 410 号 湘南台大神という県のネットワークの一 구간を担う役割を持つ路線となったことから広域道路ネットワークを構成するものとなること、また、交通量推計などの観点から、現行計画である一般車両と公共交通との通行区分をせず、4 車線全てを一般車両の通行の用に供する車線として、都市計画道路 柳島寒川線と平面で接続する形状で変更することは必要であると考えております。

なお、今後の手続きの流れとしましては、本日答申を諮り、その内容を神奈川県に報告、そして県都市計画審議会へ付議する予定となっております。また、最終的な都市計画変更の告示は、令和 5 年度末を予定していると伺っております。

以上をもちまして、都市計画道路 倉見大神線の変更について(報告)を終了させていただきます。

【梶田会長】

ただいま、事務局からの説明が終わりました。

こちらについては既に4回報告をしているといったところですが、何かご意見ご質問等ありますでしょうか。

【柳田委員】

今回までの審議会の中で、公共交通の上位計画との公共交通に当たっての整合性、公共交通専用部分がなくなり車線数を変更する理由、交通量推計の算出根拠及び定時性の確保について、平塚側にはトランジットセンターがあるのに対して寒川側としては新駅の駅前広場等をどのように考えていくのか、などいくつか質問をさせていただきました。

これらを質問した理由としては、平塚側の計画では予算が明確であるのに対して寒川側は不透明であるといったところが根本的な理由としてあります。

平塚側は田畑から開発し、寒川側は宅地から開発するということが難易度が全く違うのは理解しておりますが、本来であれば両側とも計画が明確になったうえで計画が変更されることが理想であると思っております。

そういった中で今ご説明があったように、交通量推計としては20,000台/日であり、4車線の許容量としては48,000台/日までは対応できるとしており、寒川町の都市未来拠点である倉見地区を開発した際にも十分対応できるため公共共通の定時性は確保できるという考えだと思いますが、仮に開発されなかった場合において、都市計画決定がされておらず明確でないからこそお伺いしたいのですが、駅前広場やトランジットセンター等についてはどのように捉えているのかをお伺いします。

【事務局】

今回はあくまでも道路交通ネットワークの一端として、湘南台から大神までを4車線でつなぐ道路を構成する一部であります。倉見地区については町として引き続き働きかけていくところですが、もしまちづくりがなかった場合においても4車線道路でつなぐことで円滑な交通が図られるために必要なものと考えております。この部分の計画については問題がないと考えております。

【柳田委員】

北口駅前広場はないということでも問題はないのでしょうか。

【事務局】

あくまでも道路としては倉見大神線を2車線とするのはあり得ない話だと考えております。接続部分を含みすべて4車線とすることで交通としては円滑に流しつつ、将来的なまちづくりがあったとしてもそれを呑み込める容量として検討しております。

もともと2車線道路だとそもそも容量が足りないということで4車線に増やしたということがございます。将来的なことを考えて、現行4車線にすることの必要性を鑑みた結果でございます。

【柳田委員】

なかなか将来予想は難しいとは思いますが、どのようなシチュエーションに対しても対応できるように検討を進めていただきたいと思います。

【梶田会長】

今後のまちづくりは不透明なところがあると思いますが、どのように対応していくのかを検討していただければと思います。

他はございますか。

【福岡委員】

今回の4車線への変更についての反対意見等はないですが、県道46号との接続部分についてどのような形になっているのかをお伺いしたいです。接続部分について不透明な部分があると感じておりますが、接続部分の渋滞が懸念されるため、十分に配慮していただきたいと思ます。また、現在お示しいただけるものがあれば伺いたいと思ます。

【事務局】

現在計画段階であり、お示しできる詳細の平面図はまだないというのが正直なところですが、橋の橋梁部分が4車線であり、県道46号との接続部分から寒川北インターの入り口である宮山線にぶつかる箇所までについては、4車線に拡幅する計画としております。接続部分についてはラップ状で付加車線等を設けることを予定しているため、既設レーン等を検討することだと思ますが、そのあたりを含めて渋滞が起こらないような道路構造を計画していきたいと考えております。

【福岡委員】

これから検討を進めていく中で、神奈川県や関連部署と調整をしていくと思ますが、町民としてはやはり渋滞について懸念されると考えるため検討を進めていただきたいと思ます。

【事務局】

補足させていただきますと、現在お示ししている図面が計画平面図と呼ばれるものとなります。こちらは都市計画図書の参考図書という位置づけの図面であり、先日行われた案の法定縦覧等においても必要に応じて公開するものとして検討を進めていたところであります。

現時点において検討中のものではありませんが、こちらにお示ししている形での平面接続を検討しているところでございます。また、詳細について後程閲覧したい方等がいらっしゃいましたら、後程事務局までお声がけしていただければと思ます。

【梶田会長】

交差点部分はやはり渋滞が懸念される場所だと思ます。どのように接続するのか等を引き続き検討しながら進めていただければと思

ます。

他にございますか。

【石川委員】

意見及び質問が各1件ございます。

1点目として、公共交通の定時性については今まで議論されてきたので良いと思いますが、実際にはできてからのこともあると思うため、定期的に交通量のアセスメントや定時性確保の確認をしたうえで、あまりに定時性が確保されていない場合においては再検討するなどの継続した対応を検討したほうが良いのではないかと思うため、そのあたりの考えをお伺いしたい。

2点目として年明けから災害が多く起きておりますが、この橋ができることで、他の橋そのものの被害や、道路ネットワークに被害が起きた際に、他の橋が渡れなくなった際の代替性の確保という意味で災害時の物流の強化といった意味もあると思いますが、災害時の対応やこの橋ができる上で防災上の確保が図られるなどの考えがあればご回答していただきたい。

【事務局】

1点目である公共交通の定時性の観点について、現時点においては、4車線数として計画する際の日あたりの計画交通量台数が20,000台を超える、具体的には23,400台/日となりますが、こちらの計画台数につきましても4車線という車線構成の中で十分に対応できると考えております。また、東海道新幹線新駅を倉見地区に設置することを想定した際の推計値についても本計画変更にあたり算出しており、その仮定における値についても十分に4車線における構成の中で対応できると考えております。しかし、現在第8回線引き見直しにおいて検討を進めている倉見地区まちづくりの検討が具体的に進み、バス系統や方面設定を検討する中で改めて公共交通の定時性を確保できるかどうか、朝夕などのピーク時の時間帯において定時性が確保できるかどうかといった視点での検討を踏まえ、今後も引き続き公共交通の定時性における検討をしていきたいと考えております。

2点目につきましては、本路線においては相模川を渡る橋としての広域連携を図るネットワークの確保として計画をされております。石川委員よりご意見をいただいた、他の橋が渡れなくなった際の代替性ということも考えられるかと思いますが、通常時における広域道路ネットワー

ク幹線として位置付けられており、まずはその必要性があるということで考えております。

【梶田会長】

公共交通については、今後もモニタリングをしながら定時性の確保ができていくかどうかを確認し、その中でソフト対策を含めて問題が生じれば対応していただくといった形で検討を進めていただければと思います。

緊急道路の指定としては、藤沢土木事務所長さんとしてはいかがでしょうか。

【西山委員】

現在緊急輸送道路としての指定はないですが、今後は県道 410 号湘南台大神、湘南台大神伊勢原という形になりますが、こちらについては、県道網としての指定はされているところがございます。整備にあたって、出来上がった後における緊急輸送道路の指定については今後検討してまいります。

また、整備するにあたっては、耐震基準を満たす形で行ってまいりますので、今お話があったように相模川上流には戸沢橋、下流には神川橋が位置しており、こちらについても耐震化を図っておりますが、倉見大神線は大地震が起こったときの、緊急時に安全に両サイドが連絡する一つのツールになると県としても考えております。

【梶田会長】

最近地震が増えており、首都直下型地震の想定等もあると思いますので、そういった対策を考えていかなければいけないといったことかと思っております。

皆様から、他に何かございますか。

無いようですので、審議を終了したいと思います。

それでは、先ほど町長から諮問をいただいたので、答申案の確認をしていきたいと思っております。議題(1)「茅ヶ崎都市計画道路の変更(神奈川県決定)」の答申書の内容について、特に意見等が無ければ「適当と認める」ということでよろしいでしょうか。

【各委員】

《 異議なし 》

【梶田会長】

ありがとうございます。

それでは事務局より答申案の作成をお願いいたします。少々お時間をいただき、ご用意できましたら事務局よりお願いいたします。

【事務局】

《 答申案をスクリーンに映写 》

【梶田会長】

都市計画道路の変更について、ただいまスクリーンに示されている、答申書（案）の内容で提出させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

【各委員】

《 異議なし 》

【梶田会長】

ありがとうございます。

それでは議題3-（1）「茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）」については、この内容で答申してまいりたいと思います。

事務局より答申書の用意ができるまで暫時休憩といたします。

《 暫時休憩 》

【梶田会長】

それでは休憩を解きまして、会議を再開します。

ただいまより、本日の諮問に対する答申をいたします。

【梶田会長】

寒都計審第4号

令和6年1月15日

寒川町長 木村俊雄様

寒川町都市計画審議会

会長 梶田佳孝

茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）について（答申）

令和6年1月15日付け、寒都第879号で諮問のありました下記のことについては適当と認めます。

記

茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）3・3・4号倉見大神線の変更

よろしく願いいたします。

【事務局】

《 各委員及び傍聴者に答申書の写しを配布 》

【梶田会長】

ありがとうございました。

なお、諮問書及び答申書につきましては、後日事務局より、皆様に配布する議事録に写しを添付していただきますので、よろしく願いいたします。

【町長】

早速答申賜り、誠にありがとうございます。

町といたしましては、今後の都市計画決定の告示及び早期の事業着手に向けて、引き続き神奈川県と調整を行ってまいります。冒頭梶田会長からお話がありましたとおり、石川県能登における災害につきましては、地形あるいはインフラ環境、建物構造など非常に教訓になる事例が数多く見受けられます。事前対策の必要性がことさら重要であると感じ

ております。町でも安心して住み続けられるように取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、今後も第8回線引き見直しなど、町にとって重要な都市計画案件が控えておりますので、委員の皆様には各専門分野の視点で、より良いまちづくりに向けて、お力添えいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

【梶田会長】

ありがとうございました。

続きまして、次第4報告事項に入りたいと思いますが、町長におかれましては、他の公務によりここでご退席いただきます。

4. 報 告 事 項

(1) 相模川流域下水道の変更について

【梶田会長】

本日は報告事項が2件あります。

それでは報告事項(1)「相模川流域下水道の変更について」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、相模川流域下水道(寒川平塚幹線)の変更について、資料を画面共有させていただいて、説明させていただきます。

本日の主な説明内容となります。まず1としまして、相模川流域下水道寒川平塚幹線の変更概要について次に2としまして、令和5年12月に開催した都市計画説明会の結果を含めた概要について、最後に3としまして、今後のスケジュールについて説明いたします。

初めに、相模川流域下水道 寒川平塚幹線の概要について、説明させていただきます。

まずは、本案件である流域下水道について、その概要をご説明いたします。下水道には、各自治体が単独で終末処理場を有し、汚水を処理する単独公共下水道と汚水を各自治体が個別に処理するのではなく、県が管理している流域下水道幹線で各自治体からの汚水を受け、流域下水道終末処理場で一体的に処理する流域下水道があります。今回の変更案件に係る下水道については、県が管理している流域下水道幹線である、「相

「相模川流域下水道」に係る説明となります。

続きまして、神奈川県内における各種下水道事業のエリアについてです。図面赤色にお示しの自治体が単独公共下水道、青色の自治体が流域下水道、緑色の自治体が単独公共下水道と流域下水道の両方がある自治体です。また、流域下水道については、県内2地域で事業行っております。一つ目として寒川町が属している、相模川流域下水道、二つ目が県西部にある酒匂川流域下水道で、各2個の終末処理場を有しております。また下水道処理場については、流域下水道の処理場の他に、単独公共下水道の処理場があります。本日は「相模川流域下水道」の下水処理場までをつなぐ、汚水管等の計画変更内容を説明させていただきます。以上が流域下水道の概要についてです。

次に相模川流域下水道についてご説明いたします。はじめに相模川流域下水道の処理区についてですが、相模川の流れに沿って、上流から下流側を見たときに、左側を左岸、右側を右岸と呼んでおります。行政で言うと茅ヶ崎市や寒川町などが左岸側になり、平塚市や厚木市などが右岸側となります。また、下水の処理を担う終末処理場としては、左岸側、茅ヶ崎市柳島に「柳島水再生センター」、右岸側、平塚市四之宮に「四之宮水再生センター」があります。各自治体から流域下水道幹線を流れてきた下水については、この2か所の処理場にて、一年中365日24時間体制で処理を行っております。そして、こちらの図上、赤色で、記載してあるのが今回変更を予定している「寒川平塚幹線」です。寒川平塚幹線につきましては、相模川を挟んで寒川町一之宮を通る左岸幹線と、平塚市四之宮の右岸処理場を結ぶ計画となっております。これにより、左岸側の水を右岸（平塚側）に送ることや、逆に右岸側の水を左岸（寒川側）に送ることも可能となり、大規模地震時等による災害時の相互融通機能が確保されることとなります。この機能を図ることが、この事業の目的とするところであり、延長約1.5km、管径（内径）2,000mmの幹線となっております。

今回の変更内容である寒川平塚幹線につきましては、かながわ都市マスタープラン及び相模川流域別整備総合計画といった計画などに位置づけがされております。まず、かながわ都市マスタープランにつきましては、概ね20年後を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、令和3年3月に改定した本計画のうち「災害に強い下水道の整備」において、「被災時のバックアップ

機能を確保するためのネットワーク化などについて取り組みます。」として位置づけています。また、「相模川流域別下水道整備総合計画」についてです。こちらは下水道法第2条の2に基づき、その流域の地域条件を勘案した上で、下水道整備に関する基本方針、下水道により下水を排除・処理すべき区域、下水道の根幹的施設の配置・構造・能力、下水道整備の事業実施順位などを定めることとなっており、平成28年3月に改定した本計画のうち「中期的な整備方針」において、「連絡幹線の整備による処理場のネットワーク化」として、寒川平塚幹線の整備を位置づけています。

続きまして、今回予定している、寒川平塚幹線の変更概要について説明します。図上、黒色の破線で示しているルートが現行の計画、赤色で示しているルートが、変更（案）の計画です。寒川平塚幹線は、平成21年2月に都市計画決定しましたが、事業実施に向けた詳細な検討を行った結果、計画に変更が生じたため、今回、都市計画変更を計画しております。左岸側である寒川町側では、寒川平塚幹線が接続する左岸幹線において、作業員の安全性の確保や交通への影響などを踏まえ、接続に係る施工方法を改めて検討した結果、接続位置を約170m北側に変更し、既設人孔を活用して接続する計画としております。また、右岸側である平塚側においては、四之宮水再生センター内の施設配置の変更などにより、一部ルートを変更する計画としております。

続きまして、計画断面図です。こちらは平塚側、寒川側におけるそれぞれの代表地点での寒川平塚幹線が通る深さを示した図になります。それぞれ右岸側（平塚市道の下）は深さ約15m、左岸側（産業道路の下）は約14mのところを寒川平塚幹線が通る計画となっております。

続いて、左岸（寒川町）側の現地写真です。赤色破線で示しているのが、寒川平塚幹線が通るルートの概略です。実際の工事としては、平塚市四之宮にある四之宮水再生センター場内からシールド工法という工事方法により相模川の下を通り、寒川町側へ進む計画です。また、寒川町側では、寒川町道の下を通り、田端工業団地入口交差点で県道の下となり、そこから北側に進み、既設人孔に接続するという計画です。

最後に寒川平塚幹線の計画図になります。図右の寒川町側の終点、図左の平塚市側の起点において、黄色で示したルートから、赤色で示したルートに変更する計画としております。

寒川平塚幹線の変更概要の説明は以上となります。

続きまして、先日開催した都市計画説明会について、概要を説明させていただきます。開催日としましては2回、それぞれ令和5年12月15

日の金曜日の 19 時から、町民センター視聴覚室、12 月 16 日の土曜日は 14 時から、南部文化福祉会館の集会室にて開催をいたしました。出席者につきましては、15 日が 0 名、16 日が 3 名、両日合計で 3 名の方にご参加いただきました。

続きまして、説明会でいただきました質疑、それに対する回答など、主な発言内容についてです。説明会の中では、実際に事業を行う際の影響及び工事の期間についてこのような質疑がありました。1 として、寒川平塚幹線は一之宮幹線と並行するのか。また、一之宮幹線は現状のまま使用することができるのか、とのご質問でした。こちらに対しましては、一之宮幹線と並行して、寒川町道があり、その下、深さ約 14, 15m のところをシールド工法で通るため影響はない、と回答いたしました。2 として、実際に工事をする際、車やトラックの通行に影響はあるのか。とのご質問でした。こちらに対しましては、寒川平塚幹線は町道の下（深さ約 14, 15m）を通るため、通行止めはない、また、寒川平塚幹線が左岸幹線の人孔に接続する箇所（終点）については、一部地上にも影響する立坑の工事があるが、道路を若干東側に切りまわして工事を行うことにより、通行止めをすることなく工事をする予定である、と回答いたしました。3 として、工事はどれくらいの期間なのかとのご質問でした。こちらに対しましては、令和 7 年度工事着手を予定として現在鋭意調整中である、また、令和 12 年までに整備完了年度予定しているが、現在は令和 7 年度の着手を目指しているところである、と回答いたしました。

以上が説明会での主な発言要旨、及び説明会の概要となります。

最後に、今後のスケジュールについてです。現在想定されている今後の都市計画手続きのスケジュールであり、神奈川県が決定する都市計画変更の案件となります。今後の流れにつきましては、本日説明させていただいた内容を基に、神奈川県が都市計画素案を決定し、その後、県及び町にて素案の閲覧を行います。また、併せて公聴会の公述申出の募集を行い、公述希望者がいれば公聴会を開催します。その後は都市計画案の法定縦覧等を行い、最終的には令和 6 年度中の告示を目指して調整を進めております。こちらの案件につきましても、今後も引き続き、手続きの要所にて本審議会にて報告及び審議を諮りたいと考えております。

以上をもちまして、相模川流域下水道の都市計画変更に係る説明とさせていただきます。

【梶田会長】

ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【小泉委員】

今回の予定地である寒川町内の地域については、すべて旧相模海軍工廠跡地である毒ガス等の A 事案区域に該当すると思います。工事箇所としては基本的には 14m から 15m といった深い箇所ということであり影響はないと思われませんが、接続位置においては立坑を掘る工事等があると思います。

具体的な工事に入るにあたり、A 事案区域ということに対する安全対策や環境省との調整についてどのように考えているのかをお伺いします。

【事務局】

現状では神奈川県より、A 事案区域における対応について伺っていないところであります。また、A 事案区域については、道路の官民境を境界としており、その内側が A 事案区域と思われるため、終点の立坑工事予定箇所についてはすべて区域から外れていると思われま

す。また、地中を通る箇所については A 事案区域に該当するため、神奈川県に環境省との調整内容を確認してまいりたいと思います。

【柳田委員】

説明会に関してお伺いします。

南部公民館での開催では 3 名の方が参加されたということで、周辺住民の方は気にされているのかと思います。新しい幹線を今回整備予定ということで関係あるかどうかわかりませんが、整備をするにあたり下水道の使用に関して影響があるのかどうかをお伺いします。

【事務局】

今回に関して既存の流域下水道については、既存の人孔を使うものの、流れを阻害する等の工事は行わないため、既存の下水道利用に影響はないと神奈川県に確認しております。

【梶田会長】

P13 の図上において、赤色で囲っているものはどういった意味なのでしょう。

【事務局】

概ねではありますが、工事における到達立坑の位置及び流域下水道本管との、接続位置等を示しております。

【梶田会長】

ありがとうございます。

こちらの案件につきましても既に報告していただいており、都市計画説明会が終わった後の報告ということです。今後については案の決定、さらには諮問ということで報告していただくことになるかと思いますが、先ほどお話のあった神奈川県への確認も含め引き続き調整をしていただきたいと思います。

皆様から、他に何かございますか。無いようですので、審議を終了したいと思います。

(2) 第8回線引き見直しについて

【梶田会長】

続きまして、報告事項(2)「第8回線引き見直しについて」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、本日最後の案件である第8回線引き見直しについて、資料を画面共有させていただいて、説明させていただきます。

本日の主な説明内容となります。第8回線引き見直しにつきましては、令和4年度第2回及び令和5年度第1回審議会にて、神奈川県より見直しの基準となる「基本的基準」及びその概要等をご報告させていただきました。前回の報告から本日までに、神奈川県等と調整を進めてきた内容についてご説明いたしますが、詳細については現在もなお神奈川県を含め調整中である旨ご了承ください。先ず1として、線引き見直しについての概要をご説明いたします。次に2として、茅ヶ崎都市計画における線引き見直しの経緯、3として、第8回線引き見直しにおいて寒川町ではどのような内容に変更等があるのかということの概要をご説

明し、最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

それではまず初めに、線引き見直しの概要についてご説明いたします。線引き見直しは、概ね 10 年後の将来予測のもと、通称整開保と呼ばれる都市計画区域における整備、開発及び保全の方針などを定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、都市計画の根幹をなすものです。また、用途地域等の土地利用、道路等の都市施設及び土地区画整理事業等の市街地開発事業の都市計画決定に関しては、この線引き見直しで定める方針に即したものでなければなりません。

続きまして、線引き見直しにおける見直しの対象となる事項についてご説明いたします。まず方針についてですが、先ほどご説明した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と呼ばれる基本方針です。こちらは「整開保」や「都市計画区域のマスタープラン」、「区域マス」などと呼ばれているもので、区域区分の決定の有無、区域区分を定める場合はその方針、また、都市計画の目標、主要な都市計画の決定方針等について定めます。その他、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区の整備の方針」を必要に応じて定めることとなっております。次に区域区分にですが、こちらは市街化区域と市街化調整区域を区分するものとなりまして、寒川町は定める必要がある地域となっております。また区域区分は、神奈川県より通知のあった基本的基準に記載の、こちら 1 から 5 の基準に基づき、見直しを行うものとしています。

次に上位計画等の位置づけをご説明いたします。本見直しにおいて定める方針等については、神奈川県において定められている、かながわ都市マスタープランとの整合を図ること、また、各都市計画区域において定めている、市町都市マスタープランの内容を反映させて策定を行うものとなっております。寒川町が属する茅ヶ崎都市計画区域においては、かながわ都市マスタープランとの整合に加え、ちがさき都市マスタープラン、そして寒川町都市マスタープランの内容を反映させるよう、現在調整を行っております。

続きまして、茅ヶ崎都市計画区域における、線引き見直しの経緯をご説明いたします。線引き見直しにおいて「都市計画区域ごとに方針を定める」となっておりますが、まずは寒川町の都市計画区域についてご説明いたします。神奈川県都市計画区域におきましては、令和 5 年 4 月 1 日現在で、清川村を除く 19 市 13 町に対して、30 の都市計画区域が指定されております。都市計画区域とは、自然的及び社会的条件並びに人

口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域について指定されるものであり、寒川町においては、従来からの土地利用、道路等施設の状況から、茅ヶ崎市と一体となった「茅ヶ崎市都市計画区域」として指定されております。なお、一つの市町を超えた都市計画区域としては、大井町、中井町の大井都市計画区域、湯河原町、真鶴町の湯河原都市計画区域があります。以上のことより、第8回線引き見直しにおいても「茅ヶ崎市都市計画区域」として、茅ヶ崎市と併せた方針の見直しを行っております。また、これまでの経緯としまして、茅ヶ崎市都市計画区域では、昭和45年に当初線引きを行っております。現在まで7回の見直しを行っており、直近である第7回線引き見直しについては、平成28年11月に告示を行っております。なお、この見直し期間内における区域区分の変更としては、茅ヶ崎市において、平成5年に香川・下寺尾地区を市街化区域に編入、平成27年に萩園字上ノ前地区特定保留区域を市街化区域に編入しております。寒川町においては、第7回線引き見直しにおいて田端西地区を、計画的な市街地整備が確実に進んだ段階で、市街化区域へ編入する「特定保留区域」として設定し、令和元年に市街化区域に編入しております。また、ツインシティ倉見地区と称する本町北部地域については、第7回線引き見直しにおいて「一般保留区域」として位置づけをしておりました。

以上が線引き見直しにおける経緯の概要でございます。

続きまして、今回の第8回線引き見直しにおいて、寒川町においてどのような見直しを予定しているのか、その概要をご説明いたします。なお、こちらについては多くが現在調整中の内容となっており、次回以降の審議会にて改めて内容をお示しさせていただく予定でございます。まず、整開保等、各方針の見直しに状況についてご説明させていただきます。一つ目として、「整開保」について、こちらは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象とし、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて、都市計画の目標等、基本的な方針を定めるものです。別添資料「新旧対照」にて現在神奈川県及び茅ヶ崎市と調整を行っている内容を一部ご説明させていただきます。別添資料6「茅ヶ崎市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 新旧対照」をご覧ください。

それでは資料6について説明させていただきます。左側が今回変更を予定している内容、右側が現方針である第7回線引き見直しにて定めた方針の内容となっております。今回お示ししている資料については現時

点のものであり、空欄になっている箇所は、神奈川県及び茅ヶ崎市と調整中となります。また、変更予定箇所については、朱書きで下線が引いてあります。2ページから8ページまでについては、神奈川県が作成する内容でありまして、現在調整中となっております。第7回線引き見直しにおいては、第1章として、各都市計画圏域の方針や目標を定めております。9ページの第2章、茅ヶ崎都市計画区域の都市計画の方針以降が、各都市計画区域にて方針を検討する事項でありまして、現在神奈川県及び茅ヶ崎市と調整中のため、今回の報告につきましては、寒川町の修正部分の概要のみ新旧で示してあります。まず、都市計画の目標として、範囲としては、茅ヶ崎市及び寒川町の全域を対象とし、都市づくりの目標につきまして、令和3年に改訂しました寒川町都市マスタープランの内容である「目指す暮らしぶりと町のすがた」に即し、修正を検討しております。10ページ、地域ごとの市街地像につきましては、都市マスの改定に伴い各地域ごとの市街地像を廃止したため、各拠点における位置づけを基に整合を図っております。新市街地ゾーンにおける記載のうち、前回特定保留区域として位置付けていた田端西地区に関する記載については、令和元年9月に市街化編入したことにより、記載を削除しております。11ページは、神奈川県から示された茅ヶ崎都市計画区域における将来の人口推計や、産業規模の推計を基に修正を予定しております。12ページは、田端西地区(24.7ha)が市街化編入されたことにより面積が増加しております。13ページは、商業、工業・流通、住宅といった各用途の配置方針を再整理したものとなります。拠点商業・業務地については、寒川駅の位置づけを変更し、近隣商業地につきましては、一之宮地区の記載がなかったことから追記いたしました。工業・流通業務地については、田端西地区が市街化区域へ編入がしたことによる記載内容の整理を行ったものです。14ページ、住宅地については、表現の一部見直しを行ったものです。続いて17ページは、近年重要視されている災害対策関係について、線引き見直しにおける基本的基準にも考え方が追加されたことより、新規追加を予定しております。19ページのおおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設については、事業進捗状況や、かながわ都市マスタープランの道路部門の実施計画である、かながわみちづくり計画の改定などと整合を図り、現在調整を行っております。21ページにつきましては、藤沢市茅ヶ崎市及び寒川町で策定している、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画等と整合を図るため、汚物処理場について追記いたしました。また、現在茅ヶ崎市に配置している火葬場に関する記載も追記しております。22ページ、市街地整備の

目標である土地区画整理事業等については、寒川駅北口が換地処分及び清算終了していることなど、事業進捗等に合わせた見直しを予定しております。23 ページ、こちらは令和 3 年度に改定した、みどりの基本計画の内容と整合を図り、修正することを予定しております。26 ページ、概ね 10 年以内に整備を予定する主要な公園緑地等については現在茅ヶ崎市と調整中、また、目標面積については、みどりの基本計画等と整合を図り、現在見直しを行っております。28 ページ、土砂災害対策について、こちらは 17 ページの災害防止の観点に関する方針と同様、茅ヶ崎都市計画区域として新規に追加いたしました。29 ページ、方針附図につきましても、概ね 10 年後の将来予測を示すこととなっており、記載につきまして、神奈川県及び茅ヶ崎市と調整中でございます。

以上を資料 6 の説明とさせていただきます、先ほどの資料 5、14 ページ、都市再開発の方針についてご説明させていただきます。

それでは都市再開発の方針についてご説明させていただきます。

こちらは、計画的な再開発が必要な市街地に係る、再開発の目標や土地の高度利用に関する方針などを定めるものとなっております。こちらにも新旧対照にて一部ご説明させていただきます。別添資料 7「茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針 新旧対照」をご覧ください。

2 ページ、方針及び計画的な再開発が必要な市街地、要整備地区の記載内容につきまして、神奈川県及び茅ヶ崎市と調整中でございます。3 ページ、一号市街地の目標及び方針については、寒川駅周辺地区について同様の記載をする予定でございます。4 ページ、方針附図につきましても、こちらにも概ね 10 年後の将来予測を示すこととなっており、記載につきまして、神奈川県及び茅ヶ崎市と調整中でございます。次に、住宅市街地の開発整備の方針についてご説明させていただきます。こちらは、実現すべき住宅市街地のあり方、住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保に係る目標などを定めるものとなっております、茅ヶ崎都市計画区域としては方針を策定しておりますが、寒川町においては具体的な目標がないため、方針の設定をしておりません。

最後に、防災街区整備方針についてご説明させていただきます。こちらは、市街化区域内の密集市街地について、防災街区としての計画的な再開発や開発整備を図るための方針などを定めるものでありますが寒川町及び茅ヶ崎市において、該当事項がないため、茅ヶ崎都市計画区域として方針の策定をしておりません。

続きまして、区域区分の見直しについてです。区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整

区域との区分を定めるものとなっております。寒川町においては、昭和45年の当初線引き以降、事務的な修正を行っておりますが、大きくは、令和元年における田端西地区の市街化区域への編入がございました。そこで、本町における区域区分の概要について、町総合計画及び都市マスタープランにおいて定めている3つの拠点と併せて概要をご説明いたします。まず、本町の拠点の状況からご説明いたします。本町では拠点として、寒川駅北口地区を中心とした「生活中心拠点」、田端西地区の「産業集積拠点」、新幹線新駅誘致地区周辺として定めている「都市未来拠点」です。寒川駅北口につきましては、当初線引きにおいて市街化区域として指定されました。その後、平成4年より土地区画整理事業を実施しており、平成30年に実質的事業完成を意味する換地処分が終了、また、本年度に事務的な清算業務を終了しております。続いて田端西地区につきましては、第7回線引き見直しにおいて、市街化区域への編入を予定する「保留区域」として区域を設定し、令和元年9月に市街化区域に編入、そして現在、土地区画整理事業を実施中でございます。最後、ツインシティ倉見地区につきましては、続くスライドにてご説明いたします。

新幹線新駅誘致地区周辺のツインシティ倉見地区については、第7回線引き見直しにおいて、市街化区域への編入を予定する「保留区域」の設定をしております。第7回線引き見直しの期間内に、市街化編入等の都市計画手続きを行わなかったため、今回の第8回線引き見直しにおいても、保留区域の設定を目指して現在神奈川県と調整中でございます。なお、本スライドでお示ししている区域については、ツインシティ倉見地区最大検討区域の約63haを示しております。一般保留区域における区域設定では位置及び区域を明示しないとなっておりますが、概ねの区域について現在神奈川県と調整中です。こちらの地区については、ツインシティ倉見地区の片翼である「平塚市大神地区」がまちびらきをしたこと、周辺道路である「倉見大神線」を含む県道410号湘南台大神が県道認定されたこと、さがみ縦貫道路が供用開始され、寒川北インターのアクセスが可能となったことによる周辺土地利用の可能性等を鑑み、非常に重要な拠点であると考えております。

以上のように、今回の第8回線引き見直しにおいては、先ほど説明した、整開保等方針の見直しを行うこと、そして、区域区分の見直しを行うことがポイントとなっております。なお、詳細につきましては、現在神奈川県を含め調整中でございますので、次回の協議会等にて改めてご報告をさせていただく予定でございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。現在想定されている今後の都市計画手続きのスケジュールになります。先ほどご説明いたしました「都市計画道路倉見大神線の都市計画変更」や「相模川流域下水道の都市計画変更」と同様、神奈川県決定の都市計画案件となります。まず、左にあります「赤枠」でお示ししているのが本日の報告となります。今後の手続の流れになりますが、令和6年4月頃に都市計画説明会を開催し、その後、市町が作成した案を神奈川県に対して申し出る予定でございます。また、その後は都市計画素案の閲覧及び公述申出があれば公聴会の開催、案の法定縦覧等手続を経て、令和7年度中を目標に、都市計画変更の告示を行う予定と伺っております。

以上が今後のスケジュール等手続きの流れです。

こちらの案件につきましても、今後も引き続き、手続きの要所にて本審議会でご報告及び審議を諮りたいと考えております。

以上をもちまして、第8回線引き見直しについての報告とさせていただきます。

【梶田会長】

ありがとうございます。

現在、神奈川県や茅ヶ崎市と調整中ということかと思いますが、現状での報告ということでした。

こちらにつきまして何かご質問及びご意見ございますか。

【柳田委員】

調整中というのは理解した上で課題だと思える点を二点お伺いします。

1点目として、資料5の7ページにて示されている県の総合計画や都市マスタープラン、町の総合計画や都市マスタープラン等様々な計画がある中で、整合性は図られているべきであると考えております。例えば神奈川県の計画を見ると、先ほどの県道410号については事業評価に関するHP上等にて事業評価されており、緊急輸送道路のネットワークなど明記されております。寒川町の計画においては、都市マスタープランには記載がされております。また、整開保の記載については事業進捗状況等に合わせて見直しとあり、こちらも理解できます。すべての計画への整合性が図られるべきであると考えておりますが、総合計画において県道410号に係る記載は全く載っていないと思います。神奈川県の総合計画や都市マスタープランには記載があるものの、町の総合計画に記載がないとなると整合性が図られていないと感じ、各種計画の整合性に課

題があると考えておりますが、その点どのように捉えているのかをお伺いします。

2点目として、資料5の15ページに記載がある「住宅市街地の開発整備の方針」にて、寒川町の目標設定がないことに対する理由をお伺いします。茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針もすべて読みましたが、見る限りだと茅ヶ崎市のことしか書かれていないと思います。寒川町に関しては、例えば都市がスプロールしていることや、人口集中地区の面積を調べると平成12年には5.91 km²であったのが、令和2年には7.20 km²と約20年で約1.3 km²である約2割も人口集中地区面積が広がっております。人口で考えると平成12年の時が46,369人であり、令和6年1月1日だと48,638人と2,269人の約5%人口が増加しております。人口は約5%増加なのに対し、人口集中地区面積は約20%増加しており都市がスプロールしていると考えます。スプロールの何がいけないかという、人口減少期に入っていく中で空き家や空き地が出てくるということなどの懸念が出てくることかと思えます。そういった様々な課題があると思いますが、目標設定をしない理由というのは何かあるのかということをお伺いします。

【事務局】

1点目の総合計画における位置づけにつきましては、先ほどの議題(1)都市計画道路の変更における資料3の12ページに記載がございますが、寒川町総合計画の位置づけとしてご説明をいたしました。ご指摘いただいたとおり、総合計画上では本文において県道410号湘南台大神線に係る記載はございません。しかしながら、附図として総合計画に記載がある寒川町を含めた将来都市構造、周辺都市を含めた将来都市構造において、新幹線新駅誘致地区周辺を都市未来拠点として位置づけ、周辺都市である平塚市大神地区と寒川町を結ぶ路線として倉見大神線、また、宮山線の位置づけがされているところでございます。

続いて2点目の住宅市街地の開発整備の方針においてなぜ寒川町としての目標設定がないのか、というご質問に関して改めてご説明いたしますと、茅ヶ崎都市計画区域としての方針としては前回の平成28年に告示をした第7回線引き見直しにおいて方針を策定しております。ただ、この方針の意味合いとしては、寒川町の方針を含んでいないものとなっております。前回定めた住宅市街地の開発整備の方針については、茅ヶ崎市のみの方針といった位置づけとして整理をしております。

こちら理由としましては、住宅市街地の開発整備の方針を定める一つ

の基準として、神奈川県が定めている神奈川県住生活基本計画があり、こちらの計画のうち、住宅及び住宅地の供給を重点的に図る地域である「重点供給地域」として指定をされているかどうかということがあります。こちらの重点供給地域の指定については、湘南地域として8地域指定されておりますが、寒川町においては指定されておられません。また、町の都市マスタープランにおいても現状住宅関連の方針を記載しておられません。茅ヶ崎市においては、重点供給地域の指定は現状ないものの、市の都市マスタープランや茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランにて方針を定めており、整開保への記載をしているところがございます。ご指摘いただいたとおり、町としても検討すべき事項はあるとは認識しておりますが、今後倉見地区のまちづくりを例に出させていただきますと、ツインシティ倉見地区が市街化編入することにより町の将来都市構造というものは大きく変わってくるものがあると考えております。そういった中で倉見地区の市街化区域への編入等を含めて検討していく中で目標設定の検討をしていくのか、立地適正化計画等のコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方で対応するのか等を含めて検討すべき事項であると思いますが、現時点の第8回線引き見直しにおいては目標設定をしない方向で検討をしております。

【柳田委員】

概ね10年で変更していくというのが今回の見直しであると思いますが、現在倉見の関係等で住民の方に対する意向調査等がされている段階だとは思いますが、その中で今後10年というのは過去10年から見ても大きく変化する年であるのではないかとという中で、今までどおりのままで良いのかというのが懸念されるところであります。

1点目の総合計画においては、図には載っているから大丈夫なのか、ちゃんと明記されるべきなのではないかと思うところがあります。文章として残していくことでまちづくりが進められるという部分もあると思うので、整合性という意味では図に乗っているから大丈夫なのかもしれないが、文章として記載するなどの働きかけをしていくのは重要であるのではないかと思います。また、2点目について、重点供給地域に指定されていないからとお伺いしたが、茅ヶ崎市も指定されていないけれど茅ヶ崎市の都市マスタープラン等に記載があるため住宅市街地の開発整備の方針を定めたということだと認識しましたが、寒川町においても課題があるのは事実だとは思っているので、都市マスタープランに記載し、住宅市街地の開発整備の方針を設定すべきなのではないかと考えて

おります。

【梶田会長】

ありがとうございます。

整合等を調整しながら検討を進めていただければと思います。

【福岡委員】

そもそものところで恐縮なのですが、今回の第8回線引き見直しについては、どこを見直ししようとする想定なのかがあまり分かりませんでした。どこの地域の見直しをしようとしているのでしょうか。

【事務局】

まず、第8回線引き見直しにおいて定める事項としましては、大きく整開保等の方針の設定及び区域区分の見直しがございます。

1点目の区域区分の見直しにつきましては、今回の第8回線引き見直しにおいて大きく変更する点や考え方を堅持していく点については、ツインシティ倉見地区についてという点でございます。第8回線引き見直しにおいては、令和7年度中の告示を目指して現在手続きを進めておりますが、そこから概ね10年後である目標年次までの、第8回線引き見直しの期間中に市街化編入の手続きを行うことを見据えた、市街化区域へ編入することを保留する保留区域として位置付けるということが大きなポイントとなっております。

2点目の方針につきましては、まず1つ目として前回の第7回線引き見直しにおいても言われておりました、人口減少社会が本格化するというように考えており、その中で都市のスポンジ化対策やコミュニティの維持についてどのように対応していくのか、といったことの検討をする必要があると考えております。その他にも、気候変動や環境問題、近年の災害の激甚化・頻発化、安全・安心の意識の高まりといったことで、激甚な水災害などが全国で発生しておりますが、そういった中でどこの場所を都市的土地利用として引き続き配置していくのか等が今回の大きな変更点となっております。茅ヶ崎都市計画区域としては、資料6 整開保新旧対照にて新規追加としてお示ししている箇所として17ページ「災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針」として新たに災害に関する記載をする予定でございます。また…

【福岡委員】

今ご説明いただいているのは、整開保の変更点に関係する箇所だと思うのですが、今回資料5については、主のところはツインシティ倉見地区であり、寒川駅北口や田端西地区については第7回で行われたためその続きということによろしいのでしょうか。

【事務局】

資料5の構成としては、区域区分の方針をまとめたもの、区域区分と合わせて方針を定める整開保等の方針を資料6及び資料7となっております。

ご質問いただきました寒川駅北口地区及び田端西地区につきまして、まず寒川駅北口については前回の第7回線引き見直しの期間中である平成30年に換地処分及び令和5年度に清算終了ということで、第7回線引き見直しの期間中に事業が完了したことから、今回の第8回線引き見直しにおいて案件から外れるということになります。また、田端西地区につきましては前回の見直しにおいて保留区域として設定し、令和元年9月に市街化区域に編入をしました。市街化区域への編入はしたものの、事業自体は令和8年度完了を予定し事業中という状況となっております。今回の第8回線引き見直しについては、令和7年度に告示予定であり、そこから概ね10年間の方針ということであり、事業の期間としては第8回線引き見直しの期間にまたがることより、引き続き継続案件として、資料6の22ページに記載の概ね10年以内に整備することを予定している主な事業として位置付ける予定であります。

【福岡委員】

改めて確認なのですが、第8回線引き見直しについての主なところはツインシティ倉見地区及び田端西地区ということによろしいのでしょうか。

【事務局】

区域区分についてはそのような方針といった状況となります。

【福岡委員】

それ以外においては整開保等の方針を見直されるということですか。

【事務局】

そのような考えです。

【福岡委員】

それを踏まえて要望なのですが、今回第8回の方針にも記載がなかったのですが、寒川駅周辺の生活中心拠点として東中学校近くが駅から近いのにも関わらず田んぼになっているかと思いますが、その部分について線引き見直しの過去の経緯を見ても対象になっていないと思いますが、今後も特に現状のまま推移していくのかどうかの考えを聞かせていただきたいです。

また、整開保についても要望になってくるのですが、ツインシティ倉見地区についての記載について、せっかくであれば「JR 東海道新幹線新駅誘致を図るとともに」と記載がある箇所について、相鉄いずみ野線の延伸に関する記載もこちらに加えていただきたいという思いがあります。倉見大神線の都市計画変更の関係についても、ツインシティ倉見地区のまちづくりが決まっていけないと詳細な部分が決めきれなく、後から変更していくと変更などの手続きで時間を要してしまうと思うので、計画があるのであれば新幹線新駅だけではなく、相鉄いずみ野線の延伸という文言も入れ総合的に考えていただきたいと思います。

質問というより要望という形に近くなってしまいますが、1点目として寒川駅東側について今回の見直しの議題に上がっておりませんでした。そのあたりの考えを聞きたい、そして2点目として相鉄いずみ野線に関する記載を整開保に位置付けて欲しいと思います。

【事務局】

まず1点目の東中学校周辺の畑等について、一団の優良農地としてまとまっているところなので、当然線引きで市街化区域にしたい場合には農林漁業調整というハードルを越えていかなければならないところではあると思います。今のところあそこについては農業振興地域の農用地指定がされており、現状駅に近いところが調整区域になっているということはあるのですが、農業の保全という観点から考えて今回の方針には位置付けていないというところがあります。

【福岡委員】

今後もしばらくの間は考えられない状況なのでしょうか。

せっかく線引き見直しについて8回も行ってきたのに検討されてお

らず、これからもないのではないかという思いがあります。

【事務局】

農業と都市計画的な土地利用は相いれない部分があるので、調整は難しいところではありますが、そういった要望があるということは念頭において検討していきたいと思えます。

また、いずみ野線延伸については、先ほどのご質問の意図として、例えば資料6の10ページに記載の新市街地ゾーンにおいて前回記載している内容に、JR 東海道新幹線新駅の誘致の記載に加えいずみ野線延伸に関する記載をしても良いのではないかとといったご意見かと考えております。

まず前提としていずみ野線の延伸については、神奈川県計画である神奈川都市マスタープランや、国の交通政策審議会における答申等においても概ねの方針が示されている中で、町としても今後も検討していかねばならないと考えております。そういった中でお話をさせていただくと、ご指摘の新市街地ゾーンなどにおける記載においては、ツインシティ倉見地区における市街化区域への編入に向けた位置づけに係る記載であります。ツインシティ倉見地区のまちづくりについては、いずみ野線延伸ということも影響を与えるとは思いますが、一番大きく寄与するのはJR 東海道新幹線新駅の誘致というように考えております。ですので、こういったツインシティ倉見地区の位置づけを語る上では、いずみ野線延伸ではなくJR 東海道新幹線新駅の誘致というものを打ち出して検討を進めるべきであると考えております。ただ、どこにもいずみ野線延伸に関する記載がないということではなく、資料6の19ページ都市高速鉄道等の記載の中に「相模鉄道いずみ野線の湘南台からJR 相模線方面への延伸について計画の具体化を図る。」と前回記載をしております。

ツインシティ倉見地区を語る上では打ち出すべきはJR 東海道新幹線新駅の誘致である、ただ、いずみ野線延伸に関する記載がどこにも出てこないというわけではなく、主要な施設の配置の方針の中で今回も引き続き記載を検討しているところがございます。適時適切な箇所に記載をするという整理の中で、今回も新市街地ゾーンにおける記載の中では、いずみ野線延伸に関する記載を予定していないところがございます。

【福岡委員】

19ページについては鉄道に関する記載の部分ではありますが、要望と

してはまちづくりの中に相鉄いずみ野線の延伸も入れたうえでまちづくりをしていただけるとより良いのではないかと思います。これから計画が進んだときに修正をするのではなく、最初から盛り込んでいった方がより効率的でかつ町の発展に寄与するのではないかと考え、あくまでも要望として検討していただければと思います。

【梶田会長】

ありがとうございます。

19ページの左側には記載がないのですが記載はする予定なのですか。

【事務局】

現在は神奈川県と調整中ですが、記載する方向で検討を進めております。

【梶田会長】

それなりに調整が必要だとは思いますが、ぜひ取り入れられるところは検討していただきたいと思います。町民からの思いということもあると思いますので、ぜひいろいろな形で要望をしていただけたらと思います。

他にございますか。

【森委員】

資料6の8ページにおいて将来都市構造という記載があり、神奈川県が作成するとなっておりますが、南のゲートというところが倉見地区になっており、その下に寒川駅周辺という記載があります。将来的には寒川の中心は倉見になるのでしょうか。そのあたりを計画の中でどのように取り上げていくのかをお伺いしたい。

本日諮問した倉見大神線についての交通体系について、まちづくりが先行するのか道路が先行するのか、といった点において、他の市町村のまちづくりにおいてはまちづくりを作りながら道路を作っていくというような形だとは思いますが、そのあたりをどのように考えているのでしょうか。

町民の立場から言うと、県道46号相模原茅ヶ崎の接続箇所に倉見地区のまちづくりと田端地区のまちづくりを予定しているところですが、あそこのところでどのくらいの交通量が出てくるのか、相模原茅ヶ崎自体がすごい交通量になるのではないかと危惧するのですが、そのあたり

の想定台数等の調査はしているのでしょうか。

【事務局】

推計を出すにあたり、将来的に4車線になるところは4車線になる推計値を求め、その車の流れを配分して推計値を算出するのですが、そういった推計を出す中で現在も4車線にしない箇所（柳島寒川線）については現状の2車線で対応できるという推計をしているところであります。

【森委員】

相模原茅ヶ崎についてはかなり渋滞がするのではないかと危惧しているため、今後の計画の中にそういった部分の検討をしていただきたいと思っております。寒川町の県道自体、大体が渋滞してしまっていると感じています。

【事務局】

県道45号線も含めて渋滞が散見されております。現状計画している都市計画道路がある程度整備されることである程度は解消されるかと考えております。

【福岡委員】

推計の中には、田端西地区の開発や倉見の開発を踏まえた上で推計されているという認識なのでしょうか。

【事務局】

田端西地区はインター周辺であるので、県道に影響するというよりはインターへ流れ、そこから北上するような形です。

【福岡委員】

あのあたりもいくつか住宅やお店などがあるように思いますが。

【事務局】

住宅については元の人口を超えないような人数で設定をしているため、新たに人口が増えるということは田端ではない。あくまでも工業集積拠点として、工業系での流入の台数を想定しているところです。

倉見について補足として説明させていただきますと、本日お話しした都

市計画道路の話の中でした交通量推計の値につきましては、倉見地区のまちづくりを反映させていないものをお伝えしました。こちらについては、現時点での広域道路ネットワークとしての必要性より4車線を想定した際の推計値を算出しており、また、東海道新幹線新駅が設置された場合での仮定として算出された推計においても十分に対応できると考えております。また、まちづくりに関しては、どのような土地利用なのか、骨格道路がどのような構成となるのかなどといったことを踏まえて、改めて検討すべき事項ではございます。

【福岡委員】

先ほど説明のあった推計値の中には、開発など見込んでいない値ということですね。

【事務局】

先ほどの倉見大神線につきましては、現時点において、倉見のまちづくりを見込んだ場合においても4車線で十分に対応できるような道路として構成していると考えております。

【福岡委員】

わかりました。

【事務局】

何点か森委員からご質問頂いていると認識しておりますが、まず倉見地区が南のゲートとして位置付けられており、将来は倉見地区と寒川駅どちらが中心となっていくのか、といった点につきましては、ツインシティ倉見地区については神奈川県内においても南のゲートとして位置付けられており、広域連携の拠点として今後都市の形成を図っていくべき地区であると考えております。そのような状況の中で、現在担当課や地権者等を含めてどのようなまちづくりをしていくのかを検討しており、それに伴い今後都市機能誘導区域ではないですけど、どちらに都市機能を誘導していくべきなのかどうかを含めて検討をしていきたいと考えております。

まちづくりを踏まえて道路を整備するのか、道路があつてまちづくりなのかといった点につきましては、まちづくりには道路というものが非常に重要であると考えておりますが、道路をまちづくりに反映させる等地元地権者と積極的に意見交換等をしながらより良いまちづくりを行

っていきたいと考えております。

【森委員】

まちづくりについては町には総合計画があるので、そこできっちりと方向性を示してそれに基づいて推進していくのが重要であると思います。なので、道路を先行してというのはいかななものかと今回思ったところであります。

【梶田会長】

神奈川県が主体であり、広域的な観点からどうしようかというのが今回の変更であると思います。後は町の中としてどうしたいのかというのは町の中で検討していくべきであるのかと思います。倉見ができなければ寒川駅が中心になるなど、そのあたりも皆様方と話し合わなければいけないと思いますが、今回は広域的な視点での必要性ということが大きかったということだと思います。線引き見直しについては県としての視点というのも大きいかと思いますが、その中でも町として要望できるところはしていくと、なかなか難しいところだとは思いますがよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

他にございますか、よろしいでしょうか。

それでは、(2)の報告については終了とさせていただきます。

今後もこの報告につきましては、引き続きございますので、また意見等を聞かせていただければと思います。

5. その他

【梶田会長】

続きまして、その他に移りたいと思います。

事務局より何かございますか。

【事務局】

特にありません。

【梶田会長】

委員の皆様からは全体を通して何か意見ございますか。

	<p>【内野副会長】 都市計画審議会です話す案件ではないのかもしれませんが、昨年 11 月くらいから自宅が寒川神社参道の付近にあり、家に帰るのにも町内でも 1 時間くらいかかってしまうほど渋滞のひどさが際立ってしまっている。その辺を町としてどのように考えていくのかを皆さん検討していただきたい。あのあたりに住んでいる方は、ちょっと買い物に行くのでも大変な思いをされていると思います。</p> <p>【梶田会長】 そのあたりは調査しながらどのように対応できるのかを検討していただければと思います。 それでは、本日の案件は以上となりますので、進行を事務局にお返しします。</p> <p>6. 閉 会</p> <p>【石黒課長】 梶田会長、議事の進行ありがとうございました。 次回の審議会開催予定でございますが、来年度5月末頃に開催を予定しております。開催につきましては、開催方法を検討の上、皆様にご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、令和5年度第3回寒川町都市計画審議会を閉会いたします。Web参加の方は、随時退出ボタンを押してご退出をお願いいたします。</p>
<p>配付資料</p>	<p>資料 1 寒川町都市計画審議会条例 資料 2 寒川町都市計画審議会委員名簿 資料 3 都市計画道路 倉見大神線について 資料 4 相模川流域下水道 寒川平塚幹線の変更について 資料 5 第 8 回線引き見直しについて 資料 6 茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針_新旧対照 資料 7 茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針_新旧対照</p>
<p>議事録承認委員及び議事録確定年月日</p>	<p>出席委員全員により承認（令和6年3月8日確定）</p>

